

新しい地方経済・生活環境創生交付金－移住・起業・就業型 (多世代型新規就業等支援事業)

令和 7 年 1 月 17 日
地方創生に関する都道府県・指定都市担当課長説明会

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

多世代型新規就業等支援事業の概要

- 官民連携プラットフォームを構築した上で、若者・女性・高齢者等を対象として、①新規就業や②デジタル技術の活用促進を支援する都道府県の取組に対し、新しい地方経済・生活環境創生交付金により支援を行う事業。

現在働いていない者に対する新規就業の支援
⇒ **無業者のみ対象**

デジタル技術の習得や、仕事への活用促進の支援
⇒ **無業者・有業者ともに対象**

◎ **申請上限額：9,000万円 補助率：1/2**
令和6年度実績（採択自治体）27自治体
（採 択 額）6.0億円

＜「働き手」の支援＞

① 掘り起こし

支援対象者の発見、就労意欲を喚起

- (例) ◎ 対象者に応じた媒体による情報発信
(SNS、新聞広告等)
◎ 老人クラブ、母親サークル、パソコン教室等の身近な地域の機関と連携したセミナー、相談支援への誘導 等



(公報、SNSなど対象者に
応じた媒体の活用)

③ 就労訓練・研修 ※任意実施

就業・スキルアップにつながる
技術の習得等を支援

- (例)
◎ インターン型就業体験
◎ デジタル技術習得に係るリスキリング講座

公的職業訓練
は範囲外



(webデザインやデータ集計、
SNSの活用等に関する講習)

⑥ 統合管理業務

官民が連携して
一体的・包括的に実施

デジタル技術の習得や
職場での活用を促進する取組についても
①～⑤のいずれかで実施。

④ マッチング支援

相談支援や面接会などによりマッチングを支援
(人手不足業界やデジタル分野の企業等への勧奨も実施)

- (例) ◎ 労働条件等の調整、
相談員による面接指導

◎ 合同面接会、
職場体験会

ハローワーク
等での対応



＜「雇い手」の支援＞

② 職場環境改善支援

就業希望者の働きやすさの観点から、
専門家の知見やデジタル技術の活用を通じて、
業務の改善策を提案

- (例)
◎ 業務プロセス改革による業務切り出しと再編
◎ 短時間勤務の導入
◎ 優良事例を紹介するセミナーの実施
◎ 業務改善ツールの導入 等

各省庁の補助金・助成金も活用



(業務プロセス改革の
コンサルテーション)

※  は、都道府県で実施する取組に対して、
国が交付金で支援する部分。

新規就業や、デジタル技術を活用したスキルアップを実現！

⑤ 伴走支援（定着支援）※任意実施



※ 地方版総合戦略等を踏まえて、都道府県において、支援対象者・支援対象企業等やマッチングの実現を目指す重点対象分野を設定。
※ 都道府県は、民間事業者、関係機関（市町村、経済団体、労働局・ハローワーク等）と協働し既存の支援スキーム等も最大限活用。

新しい地方経済・生活環境創生交付金の創設に伴う主な変更点

	デジタル田園都市国家構想交付金	新しい地方経済・生活環境創生交付金
事業名	新規就業等支援事業	<u>多世代型</u> 新規就業等支援事業
位置づけ	地方創生推進タイプ（移住・起業・ 就業 型）	<u>第2世代交付金</u> （移住・起業・ 就業 型））
対象者	女性・高齢者等	<u>若者</u> ・女性・高齢者等
申請上限額	8,500万円（補助率：1/2） ※デジタル活用促進支援を実施していない場合は8,000万円	<u>9,000万円</u> （補助率：1/2）
KPI	①新規就業者（必須） ②デジタル活用者（任意）	①新規就業者（必須） ②デジタル活用者（ <u>必須</u> ） ③都道府県が独自に設定する指標（ <u>必須</u> ）
デジタル活用 促進支援	任意	<u>必須</u>
地域再生計画	独自に作成	<u>包括な認定を受ける計画において、 他事業と一体的に作成</u>